

令和3年度 本部町立幼稚園預かり保育利用園児募集要項

令和3年度の本部町立幼稚園における預かり保育利用園児募集を次のとおり行います。

【書類配付】

- ◎配付期日 : 保護者へ郵送 令和2年11月9日(月)
- ◎窓口配付 : 書類を紛失または訂正等が必要な方は窓口にて交付も可能です。
(様式は、本部町ホームページよりダウンロードも可能です)

本部町教育委員会(役場2F)

【土・日・祝日を除く 8時30分～17時(12時～13時は除く)】

【申込受付】

- ◎受付期間 : 令和2年11月16日(月) ~ 令和2年12月21日(月)
【土・日・祝日を除く 8時30分～17時(12時～13時は除く)】
- ◎受付場所 : 本部町教育委員会(役場2F)

【対象幼児】

- ①本部町立幼稚園に在園する5歳児で、保護者が共働き等で預かり保育を希望する者
その他の理由で預かり保育を希望する者は、本部町教育委員会にご相談ください。

※ 詳しくは、1ページの必要書類をご確認ください。

【お問合せ】 本部町教育委員会 幼稚園担当 ☎0980-47-2206

【提出書類】

①預かり保育申込書

②子育てのための施設等利用給付認定申請書（無償化対象となるための申請書）

③保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）

保護者それぞれの分が必要となります。

（保育を必要とする事由を証明する書類は、下記をご確認ください。）

※預かり保育が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付申請書」と「保育を必要とする事由を証明する書類」を提出し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※③「保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）」を、保育園の手続きで福祉課に提出する場合は、写しで可。

保育を必要とする事由及び提出書類

事 由	期 間	提出書類
1. 就労（外勤・自営業）	就労している期間	就労証明書・自営業 農業証明書
2. 妊娠・出産	産前2ヵ月以内産後3ヵ月以内	母子健康手帳の写し
3. 保護者の疾病・障害	保育が困難な期間	各手帳の写し又は診断書
4. 親族の介護等	介護等が必要な期間	看護・介護事実の証明書
5. 災害復旧	状況がなくなるまで	福祉課へ確認
6. 求職活動	3ヵ月以内	ハローワークカード
7. 就学	終了月の月末まで	在学証明書＋就学時間のわかる もの
8. 上記以外	状況により決定	福祉課へ確認

※ 「保育の必要性の認定」問い合わせ : 本部町役場 福祉課 ☎47-2165

【申込についての注意】

- ◆必要書類は全てそろえて提出してください。不備がある場合は、受付できません。
- ◆必要に応じてその他必要書類を提出していただくことがあります。

【利用までのながれ】

- ①書 類 交 付 (11/9~)
↓
②必要書類の提出 (11/16~12/21)
↓
③預かり保育決定通知 (2月下旬)
↓
④預かり保育開始 (4月)

【実施場所】

本部幼稚園・上本部幼稚園

※「本部幼稚園」「瀬底幼稚園」「伊豆味幼稚園」は、本部幼稚園での合同保育です。

※「本部幼稚園」への移動は、スクールバスで行います。(申請不要)

※「瀬底幼稚園」「伊豆味幼稚園」の預かり保育降園時は、「本部幼稚園」でお迎えます。

幼稚園名	住所	電話番号
本部幼稚園	字東 654-1	47-3165
上本部幼稚園	字北里 1289	48-4755

【実施期間】

入園式翌日 ~ 修了式前日まで

令和2年度実施開始予定日：令和3年4月12日(月)

【実施時間】

- ・月曜日 ~ 金曜日 : 14時 ~ 18時
- ・長期休業期間(夏休み等) : 8時 ~ 18時
(朝の受入は7時30分から)

※ 長期休業期間中の昼食は弁当持参となります。

【休園日】

土日・祝日・慰霊の日・長期休業日（年末年始・夏休み等）および園長の指定した日（運動会振替休日等）

【預かり保育料】

預かり保育が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- ② 無償化の対象となった方は預かり保育料は発生しません。
- ②無償化の対象とならなかった方は、預かり保育料（幼児1人につき、月額5,000円）が発生します。（納付期限：毎月10日）

※ おやつ代や教材費は幼稚園で別途徴収（月額1,000円）があります。（無償化の対象外）

【預かり保育の降園】

預かり保育の延長はありませんので、18時までに保護者が責任を持ってお迎えをお願いします。

※預かり保育を希望する園児は、スクールバスを利用できません。